

横浜市立平戸小学校 いじめ防止基本方針

令和6年3月21日改訂

I いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

- ・ 学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指す。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう関係者と情報を共有しながら指導にあたる。
- ・ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを明確にし、いじめの把握に努め、全職員で組織的に取り組む。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任で構成する。

※ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家、学校運営協議会委員の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的を開催する。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定すると共に、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○未然防止

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりをする。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、学校説明会等で児童と保護者に周知する。

○早期発見・事案対応

- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・ 児童支援専任がコーディネーターとなり、いじめ（疑いを含む）や問題行動に関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担、管理職への報告・連絡・相談を行う。

○取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画の作成・実行・検証・修正をする。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対応

① いじめの未然防止

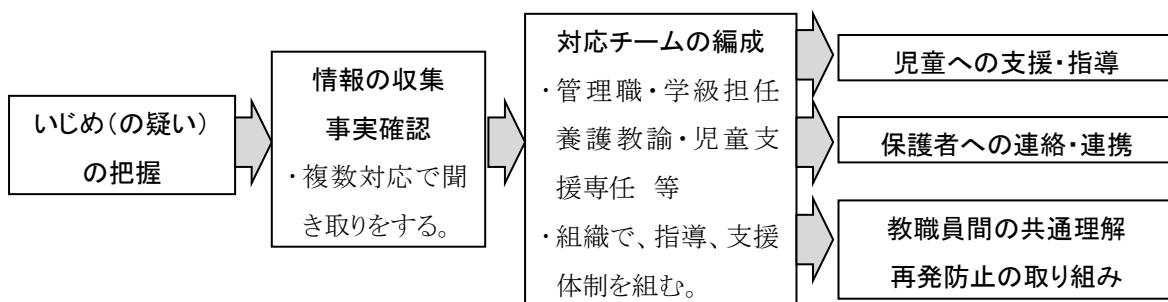
- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
 - ・ 人権教育、道徳教育の推進を通して、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。
 - ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを意識し、実践する。
 - ・ 縦割りやペア活動等、異学年交流の場を大切にすることで、思いやりの心を育てる。
 - ・ 代表委員会や委員会活動・クラブなど児童の主体的な活動に教師が関わることで、多くの児童が活躍できる場を作り、自己有用感を高める。
 - ・ 児童の社会性の構築に向け、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、積極的に活用する。
 - ・ 携帯電話教室や情報教育に関する研修等を年間計画に位置付け活用することで、インターネットやSNS上でのトラブルについて理解し、児童が基本的なルールやマナーを身に付けることができるようにする。

② いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすること等を認識し、児童のささいな変化を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わるようにする。
 - ・ 週1回の職員打ち合わせで、児童の様子を共有し、共通理解を図る。
 - ・ アンケート調査（YPアセスメント・いじめ解決一斉キャンペーン等）や教育相談を、定期的、計画的に行う。
 - ・ 養護教諭や児童支援専任等が相談窓口になっていることを周知し、児童や保護者が相談しやすい体制を整える。

③ いじめに対する措置

- いじめが起こった場合には、特定の教職員のみが抱え込まず、速やかに組織的に対応する。



- ・ 必要に応じて、学校カウンセラー、教育委員会、区役所、児童相談所、警察等諸機関と連携して対応する。

④ いじめの解消

- ・ 指導によって、子ども同士の関係が一時的に改善されたとしても、全教職員で共通理解を図り、見守りを続ける。

《いじめの解消の要件》 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること

2. いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

※心身の苦痛を感じていないかどうかを当該児童・保護者に確認する。

⑤ 教職員等への研修

- ・ 4月に児童理解研修を行い、「いじめを絶対に許さないこと」「全教職員で全校児童を見守っていくこと」を確認する。
- ・ 週1回の打合せや夏休み等を利用して、教職員への研修を行い、いじめへの理解を深める。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・ 学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や課題等を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

	月	取組内容	
		○児童 ・ 職員	保護者、地域
通年	月1回	・いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	
	週2回	・職員打ち合わせで、児童の様子を共有し、共通理解を図る。	
	随時	○児童との教育相談	
前期	4月	・平戸小いじめ防止基本方針の確認と研修 ・平戸小プロジェクトによる一貫した指導方針の共有	入学式・懇談会・学年集会等で基本方針説明 家庭訪問
	5月	○横浜子ども会議の取組（校内、代表委員会） ○いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）	学校運営協議会①
	6月	・YPアセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の立案（Ⅰ期）	学校・家庭・地域連携協議会 地区懇談会
	7月	○横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） ○クラス人権目標決定 ・情報教育研修、携帯電話教室の実施	教育相談
	8月	○横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） ・人権教育・児童理解（いじめ防止）研修 ○夏休み明けアンケート	
	9月	○横浜子ども会議（代表児童を中心とした話し合い→代表委員会等での全校への周知）	
後期	10月	・学級経営方針の検証（Ⅱ期）	
	11月	○人権教育いじめ解決一斉アンケート（無記名式）	
	12月	○人権週間の取組 ・YPアセスメントによる児童・学級理解、学級経営方針の検証（Ⅲ期）	教育相談 学校運営協議会②
	1月	○冬休み明けアンケート ○人権週間の振り返り	
	2月	・平戸小いじめ防止基本方針の見直し	学校運営協議会③
	3月	・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- (3) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

付則

平成26年3月25日 策定
平成27年3月25日 改訂
平成29年3月 7日 改訂
平成30年2月28日 改訂
令和 2年3月10日 改訂
令和 3年3月 4日 改訂
令和 4年3月10日 改訂
令和 5年2月16日 改訂
令和 6年3月21日 改訂